

京都市告示第 351 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 18 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西賀茂3の1号線	北区西賀茂蟹ヶ坂町58番地の4地先から	旧	メートル 64.30	メートル 3.72 ~ 4.90
	同区西賀茂圓峰1番地の108地先まで	新	64.30	3.72 ~ 6.30
北白川緯22号線	左京区北白川別当町5番地の27地先から	旧	33.30	5.85
	同町7番地地先まで	新	33.30	6.00 ~ 6.03

(建設局土木管理部道路明示課)